

随意契約（相手方指定）調書

件名	住民基本台帳ネットワークシステム機器増設業務委託	No.5200622
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年12月5日	
契約金額	2,395,008円（消費税込み）	

契約相手方	富士通 J a p a n（株） 東京エリア本部 (法人番号：5010001006767)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	住民基本台帳ネットワークシステム機器増設業務委託
指名業者 (案)	名称 富士通Japan(株) 東京エリア本部 所在地 東京都港区東新橋一丁目5番2号 代表者 東京第一統括ビジネス部長 加藤 俊洋
特命理由	<p>本件は、住民基本台帳ネットワークシステム機器一式に個人番号カード交付体制強化用として統合端末を3台追加する業務等を委託するものである。 主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記業者は、これまでの機器増設における契約を受託した事業者であり、更改直後からシステム運用と保守を請け負っている。また、本件を他社に委託した場合、システムや機器にトラブルが生じた際の対応が困難になるため、上記業者に委託することで確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者の指定は妥当であると判断し、当該業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)